

特別特定建築物 チェックシートイメージ（床面積2000㎡以上の共同住宅）

多数の者が利用する建築物特定施設（移動等円滑化経路を含む）					
建築物 特定施設	チェック欄		整備内容		緩和措置
	根拠法令 令/条/区		建築物移動等円滑化基準(一般義務基準)		
3 廊下等 令11	令	1	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げとし、かつ、つまづきの原因となる素材を使用しない		
	区	2	階段等の下において、必要な高さおよび空間の確保		
4 階段 令12 条例6	条	1	踊場を含め、手すりの設置		1
	令	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	令	3	踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能		
	令	4	段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものを設けない構造		
	令	5	主たる階段は回り階段でないこと		2
	条	6	階段のうち1以上は、次に掲げるもの		
			①	けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	
		②	階段の幅 120cm以上		1
5 傾斜路 (屋内) 令13	令	1	勾配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりの設置		
	令	2	表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ		
	令	3	前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能		

令：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令
 条：東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都建築物バリアフリー条例）
 区：練馬区福祉のまちづくり推進条例

- 1 高齢者、障害者等利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のエレベーター、乗降ロビー併設置の場合は適用外
- 2 回り階段以外の空間確保困難であるときを除く

公共的建築物 整備項目表イメージ（床面積2000㎡以上の共同住宅）

整備項目	チェック欄		整備内容	緩和措置
	重点整備項目	整備項目		
			・対象となる整備項目番号に○を記す ・チェック欄には、整備が出来るものは「○」、出来ないものは「×」、整備対象がない場合は、「/」を記述すること。	
1 出入口			1 屋外へ通じる出入口の幅(開放時有効)≧85cm(移動等円滑化経路等以外に限る)	
			2 戸は自動的に開閉する他、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	
			3 戸または戸の一部にガラスを設ける場合には、安全ガラスを用いて衝突防止のテープ等を設置	
			4 引き戸等の戸を設け開閉のために溝が生じる場合には、杖等が引っかからない構造とし、周辺の床等との判別がしやすい色使いとする	
2 廊下等			1 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げとし、かつ、つまづきの原因となる素材を使用しない	
			2 階段の上下端に近接する部分に点状ブロック等(点状の突起が設けられており、周囲と明度差をつける)を敷設	
			3 廊下等の下において、必要な高さおよび空間の確保	
			4 バルコニーや屋上庭園への出入口に通じる廊下等は、段を設けず、出入口の前後に車いす使用者の転回に必要なスペースを確保	
			5 廊下等の一部に風除室がある場合は、感知域間の間隔を1m以上設ける	
3 階段			1 踊り場を含め、手すりの設置	
			2 段の上下端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(点状の突起が設けられており、周囲と明度差をつける)を敷設	
			3 踊り場を含め、階段の1以上は、両側に手すりを設置	
			4 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			5 踏面の端部とその周囲とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことで段を容易に識別可能	
			6 段鼻の突き出しその他つまづきの原因となるものを設けない構造	
			7 主たる階段は回り階段でないこと	1
			8 階段のうち1以上は、次に掲げるもの	
			① けあげ18cm以下、踏面26cm以上、それぞれ一定とする	2
			② 階段の幅 120cm以上(手すりの幅は10cmを限度としないものとみなす)	2
			③ 踊り場を含め、両側に手すりの設置	2
		④ 段の上端に近接する踊り場の部分に点状ブロック等(※1)を敷設	2	
		9 幅員が3mを超える場合は、中央部に手すりを設置		
		10 足元が暗い場合は、足元灯などむらなく明るい照明等を設置		
		11 階段の有効幅を1.4m以上とする		
4 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路(屋内)			1 こう配1/12を超え又は高さ16cmを超える傾斜がある部分に手すりを設置	
			2 勾配にかかわらず、手すりを設置	
			3 表面は粗面、又は滑りにくい仕上げ	
			4 前後の廊下等とを色の明度、色相又は彩度の差が大きいことでその存在を容易に識別可能	
			6 足元が暗い場合は、足元灯などむらなく明るい照明等を設置	
			7 高低差が75cmを超えるごとに踊り場(150cm角以上の水平部)を設置	
			8 傾斜路の始点、終点の平たん部は、廊下等から後退させること(ただし、見通しがある場合を除く)	
			9 傾斜路の勾配≦1/12	
			10 傾斜路の有効幅≧90cm	
			11 傾斜路の両側に立ち上がりを設ける(5cm以上)	

1 回り階段以外の空間確保困難であるときを除く

2 高齢者・障害者等の利用階段を除き、移動等円滑化経路構成のエレベーター・乗降ロビー併設設置の場合は、適用外

※1 ブロック等で点状の突起が設けられており、かつ、周囲との床面との明度、色相または彩度の差が大きいことで容易に識別可能なもの